

川崎市障がい者スポーツ指導者協議会表彰制度  
(2022年(令和4年)4月1日改正)

参考

(目的)

第1条 障害者スポーツの発展に功績のあった者を表彰し、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 新人功労賞

表彰対象年度(4月から3月までの1年間)を含めて、3年度以内に新規に登録した障害者スポーツ指導者。なお、新人功労賞で表彰された指導者は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。(イ)

(2) 功労賞

上記(1)以外。なお、功労賞で表彰された指導者は、翌年度の功労賞の対象としない。(イ)

(表彰の方法)

第3条 表彰は、会長が表彰状等を授与して行う。

2 表彰を受けた者の氏名は、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会の発行する会報に掲載して公表する。

(表彰者対象者の決定)

第4条 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア、総会アンケート及び大会ボランティア参加意向アンケート(以下「大会等」という。)に参加(提出を含む)された者を対象に表彰する。(イ)

2 表彰対象年度(4月から3月までの1年間)内に参加数が多い者を数名決定する。なお、大会等に参加希望していたが、人数制限等により参加できない場合は参加数に含めない。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、表彰対象年度の翌年度の役員会で決定する。

附則

1 この表彰制度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの大会等を表彰対象年度とした令和4年度の表彰から開始する(令和3年11月25日公表)。

2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。(イ)